

第三十一回国 参議院 商工委員会 會議録 第十八号

昭和三十四年三月十二日(木曜日)午後四時五十九分開会

委員の異動

本日委員小澤久太郎君、森田豊壽君及び佐野廣君辞任につき、その補欠として若米地義三君、後藤義隆君及び谷口弥三郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

理事

上原 正吉君
小幡 治和君
島 清君

委員

後藤 義隆君
鈴木 万平君
高橋進太郎君
高橋 衛君
谷口弥三郎君
堀本 宜實君
栗山 良夫君
豊田 雅孝君

國務大臣

高橋達之助君

通商産業大臣

小出 榮一君

通商産業省 重工業局長

井上 尙一君

特許庁長官

伊藤 繁樹君

特許庁総務部長

伊藤 繁樹君

事務局長

伊藤 繁樹君

常任委員

小田橋貞寿君

会専門員

小田橋貞寿君

本日の會議に付した案件

○特許法案(内閣提出)

第九部

商工委員会會議録第十八号

昭和三十四年三月十二日【参議院】

○特許法施行法案(内閣提出)

○実用新案法案(内閣提出)

○実用新案法施行法案(内閣提出)

○意匠法案(内閣提出)

○意匠法施行法案(内閣提出)

○特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○商標法案(内閣提出)

○商標法施行法案(内閣提出)

○特許法等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出)

○参考人の出席要求に関する件

○理事(島清君) これより商工委員会を開会いたします。

まず、委員の変更について御報告いたします。

本日、森田豊壽君が辞任され、後藤義隆君が選任されました。

○理事(島清君) 特許法案外九件を一括して議題といたします。前回に引続いて質疑を行います。

○栗山良夫君 ちょっと政府に伺いますが、特許法案の第七十一条に今度制度が変わりまして、解釈を決定するといふのか、解釈を下すといふのですか、そういうことになっておりますが、ただこれだけでは運用がうまくできないと私は思うのです。従つてこの法案がかりに議決成立いたしましたときには、政府は解釈に関するところの事務上の手続き、それはどういう工合に進められるか、この点を明らかにいたしておきたいと思つておきます。

○政府委員(井上尙一君) 解釈を行います。政令でこれを定めるという事になるわけでございますが、その内容につきましては、大体現在次のように考へておられる次第でございます。事項として申し上げます、まず請求の方式、それから審判官の除斥、忌避の問題、それから審理の方式、それから証拠調べ、審理の終結というふうな事になるわけでございますが、請求の方式につきましては、「特許発明の技術的範囲について解釈を求めるときは、解釈請求書及び必要な説明書面等を特許庁長官に提出しなければならぬ」というような規定をまず設ける必要があろうと存じます。

次に、審判官の除斥、忌避に關しましては、「特許法第七十一条第二項の規定により特許庁長官が指定した審判官が次の各号の一に該当するときは、請求人又は被請求人は、特許庁長官に除斥の申立をすることができ、このようにして、次にその該当する場合を列挙するわけでございまして、この内容は、大体審判官の除斥に關しまして、規定が設けられております現在の特許法中の事項に準ずるわけでございまして、すなわち百三十九条に列挙してございまして、この規定をこのように考へておられます。それから「特許庁長官が指定した審判官について審理の公正を妨げる事情があるときは、請求人又は被請求人はこれを忌避することに

ついて特許庁長官に申立をすることができ、このように規定を設けることを考へております。次に「特許庁長官は、前二条の規定による申立が理由のあるものと認めるときは、当該審判官の指定を解いて他の審判官をもつてこれを補充しなければならぬ」という規定を設けたいと考へます。

次に、審理の方式に關しましては、「審判官は、解釈の求があつたときは、請求書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を出す機会を与えなければならぬ」と、それから「審理は書面審理により行う」とを原則といたしますけれども、「ただし、当事者の申立により又は職権で、口頭審理により行うことができる」という趣旨の規定を設ける必要があろうかと思つておきます。

それから証拠調べに關しましては、「審理に關しては、当事者の申立により又は職権で、証拠調をする事ができる」といふ趣旨の規定を設けることを一応考へておきます。

審理の終結に關しましては、「審判官は、審理が終つたときは、その結論を記載した書面を当事者に送達しなければならぬ」と。

大体以上申し上げましたようなことを、ただいま解釈に關して政令で規定したい、かように考へておられる次第であります。

○栗山良夫君 私は第四十七条の審査官の資格あるのは百三十六条におきまして審査官の資格につきましては、政

令で定めらるべきであるという修正案を提出したいと思つておられます。

で、もし私が今考へておられるこの修正案が可決になりましたときには、政府はそれに基づいて政令を定められなければならぬわけでありまして、大体どういふような内容でこれを発行せられようとしておられるのか、それを伺つておきたいと思つておきます。

○政府委員(井上尙一君) ただいま栗山委員から御指摘のような修正案が加わるとしますならば、四十七条、あるいは百三十六条にそういう事項が加えられることにならうと存じますが、この場合におきまして、政令で規定すべき規定を予定しております事項は、大体次のような内容でございます。

「審査官は、審査審判官選考審査会(以下「審査会」といふ)が行つて予備選考に合格した者であつて、当該選考に合格した後三年以上審査の事務の補助を行い、且つ、工業所有権研修所の所定の研修課程を修了した者の中からこれを任命するものとする。次にこの予備選考に關しましては、「審査会の予備選考は、次の各号の一に該当する者についてこれを行うものとする。1、2、とございまして、1で「特許庁において工業所有権法關係の事務に従事した期間が通算して二年以上になる者」、2といつたしまして、「国の試験研究機関において、科学技術に關する試験研究又はこれに類する業務に従事した期間が通算して三年以上になる者」で、この

場合において、1と2を両方経験する
ようなことに該当する者がございまし
た場合には、一定の率をもってこれを
通算するというような規定が、あるい
は必要であろうかと考えております。

次に、審判官につきましては「次の
各号の一に該当する者についてこれを
任命するものとする。」こういたしまし
て、1、2、3というようなことにな
るわけでございしますが、1といたしま
して「3年以上審査官の職に在り、工
業所有権研究所の所定の研修課程を修
了した者であつて審査会の選考を経た
もの。」これは先ほど申しました審査審
判官選考審査会、この審査会の意味で
ございします。それから2といたしまし
て「職務の等級が3等級以上であり、
且つ、特許庁において工業所有権法関
係の事務に従事した期間が通算して3
年以上になる者であつて審査会の選考
を経たもの。」それから3といたしまし
て、「3年以上弁理士の職に在る者
であつて審査会の選考を経たもの。」こ
れは民間の弁理士から特許庁の審判官
へ登用になるというような場合もあろ
うことを予想しまして一応そういうよ
うなことを規定として考えておる次第
でございますが、もっとも、以上は大
体現在一応考えております試案とい
うような程度で御了承願いたいと思
います。

○栗山良夫君 私の質問はこれで終了
したいと思つておりますが、最後に、特
許法の第四十七条の審査官の地位と申
しますか、身分と申しますか、これにつ
いてちょっと最後に御尋ねをしておき
たいと思つております。この特許法案の成
案を得るまでの途中で、何回か説話が
開かれておりますが、第三説話のとき

に、審査官については、第五十三条
に「特許庁に審査官を置く」と、「特
許庁長官は、審査官をして特許出願を
審査せしめる。」三項として、「審査官
の資格は、政令で定める。」と、こうい
う工合になっております。ところが固
会へ提出されております原案は、「特
許庁長官は、審査官に特許出願及び異
議の申立を審査せなければならぬ
こと。」という工合に非常に簡略化さ
れております。で、どうしてこういう
工合に簡略化されたかということにつ
いて御説明を一応願つておきたいと思
います。なぜかと申しますと、審査官
については、除斥という重要な
資格制限を付することになっておりま
すが、これがためには、職務の独立と
いうものと表裏一体の関係にありま
るので、やはり少くとも第三説話のと
きまでに、こういうような条文を設け
て、そして職務の独立性というものを
保証しておいた方がよいのではないか
と考えるのであります。職務の独立性
につきましては、原案には何らそうい
う意味の内容が見当らないのでありま
して、若干われわれとしては特許庁の
考えられておることがよくわからない
のであります。司法関係の法律はも
ちろんであります。行政庁の関係で
ある海難審判法等についても、職務の
独立性というものが完全に保証される
規定がございします。従つてどうしてこ
ういう工合になったのか、こういう点
を明らかにされておきたいと思つて
おります。

○政府委員(井上尚一君) 法案立案の
過程に、御指摘のような案を作つたこ
とが実はあつたわけでございます。審
査官を置く、審判官を置くというよう
な規定をもし設けるとしますならば

ば、それはむしろ設置法に置くべきで
はないかという意見が出てくる
わけでございますが、そういうよう
な設置法とこの実体法とにまたがって
のいろいろ議論があつたわけござい
ますが、実はこの審査官、審判官につ
きましては、従来そういう制度はもち
ろん確立しておるわけでございますの
で、この際特にこの実体法としまして
の特許法中にそういう規定を設ける必
要はないではないか。もし設けるとす
るならば、通産省設置法に設けるとい
うことが考えられるのではないかと
いうことで、われわれとしても検討を
加えたわけでございますが、一応従来
も既定の事実としてきました制度に
なつておるわけでございますので、今
回の特許法中にこれを設けることをや
めたわけでございます。なお、この
何々を置くということ、必ずしも審
査官、特に審判官の独立性というもの
とは結びつかないわけでございますし
まして、審判官の独立性という問題につ
きましては、きのうの委員会でも御
説明申しましたように、当然職務の独
立性を前提として運用して参りました
し、また関係者全部がその認識をもつ
て運用をして参つてきておる次第で
ございますので、この際の問題としまし
ては、特に審査官、審判官の資格につ
きまして、政令でこれを規定するとい
う項だけ加えるという程度で十分では
ないか、かように考えた次第でござい
ます。

○栗山良夫君 そうしますと私の直感
では、現行法の七十条には「特許出
願アリタルトキハ審査官ヲシテ之ヲ審
査セシム」と書いてありますが、この
規定と比較いたしましたら、たゞいま提

出されておる修正案の方が何だか一歩
審査官の独立性を後退せしめるような
印象を強く受けるのですがね、この現
行法と改正法案とは、全然審査官の独
立性という観点からみたときに、差等
がないのか、あるいは実際に私が印象
を受けたような差等があるのか、どう
いうことなんでしょうか。

○政府委員(井上尚一君) 御質問の点
でございますが現行の特許法第七十
条におきましては、特許出願があつた
場合には審査官をしてこれを審査さ
せるといふことになつておるわけで
ございします。今度の新法案の四十七
条の規定の方が、むしろ今の御指摘の
問題について申すれば、強くなつて
おるのではないかと、言いかえれば、審
査官に特許出願及び異議の申立てを審
査せなければならぬ、審査官以外の者
に対してはその審査を命ずることがで
きない、そういうと同時に審査官に
は審査をやらせなければならぬとい
う、その消極積極両面から申しまし
て、かえつて今度の改正案の方が、審
査官に關しましては、ことに職務とい
うものが強く表現されている、かよう
にわれわれとしては考えておる次第で
ございします。

を明らかにして、順次、お述べを願
います。
○栗山良夫君 私はただいま議題に
なつております特許法案、特許法施
行法案、実用新案法案、実用新案法
行法案、意匠法案、意匠法施行法案、
特許法等の一部を改正する法律案、商
標法案、商標法施行法案、特許法等の施
行に伴う関係法令の整理に関する法律
案、以上十件につきまして、修正案を
付して賛成をいたしたいと思います。
修正案はそのうちで、特許法案と実
用新案法案、実用新案法施行法案、意
匠法案、商標法案、特許法等の施行に
伴う関係法令の整理に関する法律案、
これらについて一部の修正をいたした
というので、提案を予定をいたしてお
るわけでありまして、修正案の提案を
いたします前に、若干意見を申し述べ
たいと思つております。
大へん大がかりな言い方でありま
すが、また通商産業大臣にも私はしば
しば私の所信を述べて、大臣のお考えも
伺つておるのであります。わが國
の産業を發展させるということは、こ
の膨大なわが國の人口を養つていくと
いう上において、また完全雇用への道
を開いていく上におきまして、喫緊の
要務であります。しかもその産業の發
展を、將來國として責任をもつて指導
していきまされる場合に、一番中心にな
りますのは、申すまでもなく科学技
術の向上でなければなりません。これ
は政府当局においても、看板として上
げておいておられます。またわが党も
自民党に劣らない熱情をもつて、この
問題を押し進めておるわけでありま

す。しかし、科学技術の向上というよ
うな非常に困難な問題、すぐに効果を
期待することのできないような問題に
つきまはしては、口では申しませんが、
なかなかその実現が思うように期待を
されないのであります。特に私がただ
いま心から離れないのは、ほんとうの
意味の科学技術の向上を期待しようと
思いますならば、わが国の科学技術上
におきます一番大きな欠陥である外
国の模倣から、わが国の独創へ、どうし
て発展をさしていくかというところで
あろうと思ひます。模倣から独創へ、
これが科学技術の向上を進めていく大
きなポイントでなければならぬと思
ひます。そういう意味におきま
して、新規なアイデアをもつて発
明をして、しかもその発明が世界的なレ
ベルをどんどん追い越していく、この
産業の発展というものの明るい将来
を見ることのできると思ひます。政
府の各機関が強力な研究と行政指導を
せられなければならないが、その政
府の各機関の中でも非常に大きな責任
を持っておいでになりますのは、やは
り通産大臣であり、特許庁の長官であ
り、特許庁の行政機関であると私は思
うのであります。

に移されていくかということにつ
て、注目をしていきたいと思ひ
のであります。特にそういう見方から
いたしまして、少し目を狭めて特許庁
を中心として考えていきますとい
と、何と申しまして、ただいまの特
許庁は、一口に申しますと、きわめて
貧弱じゃないか。従つてこの特許庁の
仕事のやり方その他が国民から相当な
批判的になつておりますから、これ
を一刻も早く払拭し得るような努力を
せられることが、必要である。しかも
そういうことについて無計画であつて
はなりません。特許庁からいろいろ事情を
聞きまして、どうもその計画性
が少い。また計画性らしいものがあ
つても、きわめてみみっちい規模であ
る。そういうことでは国民の要望にこ
たえ得られない、こういうふうな結論
せざるを得ない印象を受けたのであり
ます。この点は雄大な構想で計画を立
てられ、そして特許庁の行政力とい
うものを強化される、こういう場合に全
力をあげられたらと思ひます。細部につ
きましては質疑の過程を
通じていろいろ述べましたので、こ
ういう点を十分くみ取つて善処されたい
と思ひます。

それから第二に、法案の内容であり
ますが、法案の内容については、この
特許関係の行政あるいはこの特許法等
を通じて、直接関係のある国民の各層か
らいろいろとやはり意見の開陳があり
まして、私どももできるだけその期待
に沿いたいというので、今日まで努力
して参りましたが、その中で一番やは
り問題になりますのは、物価指数等の
例示がありまして、説明に努められて
おりますが、一番問題は、出願料その
他の諸料金の倍額引き上げの問題であ
ります。私どもとしては、料金の
引き上げは断じて行方べきでないとい
う基本方針をとりたいと思ひます。こ
れは、その予算を見るという、歳出と
歳入とがほとんど完全にペイをしてお
り、現業庁でないところの行政機関に
おいて、こういう例をわれわれは知ら
ないのであります。にもかかわらず、
今度倍額の料金の引き上げを行うとい
うことは、国民の側から見れば、非常
に理解に苦しむところでありまして、
わが党ももちろんそういう考えでおり
ます。しかしながら、本法の審議を
通じまして、私どもが強力に主張をい
たしました特許庁の行政力の強化に、
この金に見合うものを積極的に投入し
ていく用意があるということが明らか
にせられましたので、われわれといた
しましてもしそういう意味であるなら
ば、一番最後になりましたところの目
的を遂行する一助になるというので、
大へん不本意ではあります。賛成の
立場をとる、こういうことに決意をい
たしておるのであります。この点は
よく大臣において理解をせられ、そし
てそのお約束が、決して、から約束で
なかつた、こういうことにせられるよ
うに希望いたします。これは、今後わ
れわれは、厳重に通産省なり特許庁の
進めていられることについて関心を
持つて注目をしていきたいと思ひ
るのであります。

それからそのほか、発明等につきま
して、非常に日本は国民がこういうこ
とに熱意がありますが、その質的な向
上ということについては、まだ一段と
努力を要するようであります。従つ
て、こういう点についても、よく行政
執行の重要な一部面として取り上げ
て、そして国民の発明意欲を増進させ
ながら、その質的な向上に努力をせら
れるように願ひたいと思ひます。
大体そういう意見を私は持つており
ます。従ひまして、それに基いて若干
法律案の内部を修正したいと思ひ
まして、修正案を用意いたしましたの
で、これから提案をいたしたいと思
ひます。

まず、修正案の説明を申し上げます。
特許法等に対する修正案といたしま
して、第一に、これまで審議して参り
ました十法案のうち、実用新案法案、
意匠法案においては、権利を付与する
処分として「許可」という言葉を使
つております。これに伴つて「許可料」
「許可実用新案」等「許可」のついで
言葉が使われておりますが、「許可」
という言葉は、通常、一般的禁止を特
定の場合に解除するという意味で使わ
れるものであつて、実用新案法案、意
匠法案におけるような用法は妥当では
ありません。長年使用してきた「登録」
の言葉をここで改める必要はないと思
ひますのであります。以上のような理由に
より、「許可」を「登録」に改め、商
標法案と同様にしたのであります。
第二は、審査官、審判官の職務の重
要性にかんがみまして、その資格を政
令で定めることとして、審査官、審判
官の資質の向上を期するとともに、審
査及び審判の迅速をはからうとするも
のであります。
第三は、特許権、実用新案の技術的
範囲、許可意匠及びこれに類似する意
匠の範囲または商標権の効力の範囲に
ついて特許庁に対し「解釈を求めらる
ことができる」とされているのを「判定
を求めらるることができる」と改め、その
審査官の人数「三名以下」を「三名」
に改めるとともに、その手続は政令で
明確にすることとして手続を慎重な
たせようとするものであります。
また、特許法案、実用新案、意匠法
案において、特許権者、実用新案権者
または意匠権者またはこれらの権利の
専用実施権者は自己の特許権、実用新
案権または意匠権が他人のこれら特許
権等を利用し、または意匠権と抵触す
るものであるときは、特許権者等は自
己の権利を当然には実施できません
が、他人の特許権等についての通常実
施権の許諾を得られた場合には、これ
を実施することができると思ひます。
この場合に、特許権者
等は、特許庁長官の許可を受けて、そ
の他人に対し、許諾について協議を求
められるが、協議が成立しないとき、
または協議をすることができないとき
は、特許権者等は特許庁長官の裁定を
求めらるることになります。
第四の修正点は、通常実施権の設定
がその他人の利益を不当に害するよう
なときは、通常実施権を設定すべき旨
の裁定をすることができないこととし
て、その他人すなわち利用されたは
抵触する関係にある特許権者等の利益
を保護しようとするものであります。
第五は、商標法案において商標登録
を受けられないものうちから、現在
法律上の根拠がない功勞章を削ること
といたした点でございます。
以上の趣旨に基きまして、各法律ご
とに修正案を提出いたしますので、こ

れを朗読いたしたいと思ひます。

特許法案に対する修正案

第三十四条第三項中「実用新案許可」を「実用新案登録」に、「実用新案許可出願」を「実用新案登録出願」に改める。

第三十九条第三項中「実用新案許可出願」を「実用新案登録出願」に、「実用新案許可出願人」を「実用新案登録出願人」に改め、同条第四項中「実用新案許可出願」を「実用新案登録出願」に、「実用新案許可」を「実用新案登録」に改め、同条第五項中「実用新案許可出願」を「実用新案登録出願」に改め、同条第六項中「実用新案許可」を「実用新案登録」に、「実用新案許可出願」を「実用新案登録出願」に改める。

第四十六條第一項中「実用新案許可出願人」を「実用新案登録出願人」に、「実用新案許可出願」を「実用新案登録出願」に改め、同条第二項中「意匠許可出願人」を「意匠登録出願人」に、「意匠許可出願」を「意匠登録出願」に改め、同条第三項中「実用新案許可出願」を「実用新案登録出願」に、「意匠許可出願」を「意匠登録出願」に改め、同条第四項中「実用新案許可出願」を「実用新案登録出願」に、「意匠許可出願」を「意匠登録出願」に改める。

第四十七條に次の一項を加える。
2 審査官の資格は、政令で定める。
第七十一條中「解釈」を「判定」に改め、同条第二項中「三名以下」を「三名」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項に規定するもののほか、判定に関する手続は、政令で定める。
第七十二條中「許可実用新案」を「登録実用新案」に、「許可意匠」を「登録意匠」に、「意匠許可出願」を「意匠登録出願」に改める。
第八十條第一項中「実用新案許可」を「実用新案登録」に改める。
第八十一條中「意匠許可出願」を「意匠登録出願」に改める。
第八十二條第一項中「意匠許可出願」を「意匠登録出願」に改める。
第九十二條第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
3 特許庁長官は、前項の場合において、当該通常実施権を設定することが第七十二條の他人の利益を不当に害することとなるときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。
第九十三條に次の一項を加える。
3 審判官の資格は、政令で定める。
別表中「解釈」を「判定」に改める。
以上であります。
実用新案法案に対する修正案
実用新案法案の一部を次のように修正する。
「実用新案許可」を「実用新案登録」に、「実用新案許可出願」を「実用新案登録出願」に、「許可料」を「登録料」に、「許可実用新案」を「登録実用新案」に、「実用新案許可出願人」を「実用新案登録出願人」に、「実用新案許可請求」を「実用新案登録請求」に改める。
第八條第二項中「意匠許可出願人」を「意匠登録出願人」に、「意匠許可出願」を「意匠登録出願」に改め、同条第三項及び第四項中「意匠許可出願」を「意匠登録出願」に改める。
第十三條中「特許法第四十八條（審査官の除斥）」を「特許法第四十七條第二項（審査官の資格）」、第四十八條（審査官の除斥）」に改める。
第十四條第三項中「許可番号」を「登録番号」に改める。
第十七條中「許可意匠」を「登録意匠」に、「意匠許可出願」を「意匠登録出願」に改める。
第二十二條第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
3 特許庁長官は、前項の場合において、当該通常実施権を設定することが第七十七條の他人の利益を不当に害することとなるときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。
第五十條中「実用新案許可証」を「実用新案登録証」に改める。
第五十一條並びに第五十二條第一号及び第二号中「実用新案許可表示」を「実用新案登録表示」に改める。
別表中「解釈」を「判定」に、「実用新案許可証」を「実用新案登録証」に改める。
以上であります。
実用新案法施行法案に対する修正

用新案登録請求」に、「割増許可料」を「割増登録料」に改める。
第八條第二項中「意匠許可出願人」を「意匠登録出願人」に、「意匠許可出願」を「意匠登録出願」に改め、同条第三項及び第四項中「意匠許可出願」を「意匠登録出願」に改める。
第十三條中「特許法第四十八條（審査官の除斥）」を「特許法第四十七條第二項（審査官の資格）」、第四十八條（審査官の除斥）」に改める。
第十四條第三項中「許可番号」を「登録番号」に改める。
第十七條中「許可意匠」を「登録意匠」に、「意匠許可出願」を「意匠登録出願」に改める。
第二十二條第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
3 特許庁長官は、前項の場合において、当該通常実施権を設定することが第七十七條の他人の利益を不当に害することとなるときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。
第五十條中「実用新案許可証」を「実用新案登録証」に改める。
第五十一條並びに第五十二條第一号及び第二号中「実用新案許可表示」を「実用新案登録表示」に改める。
別表中「解釈」を「判定」に、「実用新案許可証」を「実用新案登録証」に改める。
以上であります。
実用新案法施行法案に対する修正

正案
実用新案法施行法案の一部を次のように修正する。
第十七條第一項中「許可実用新案」を「登録実用新案」に改める。
第二十八條の見出しを削る。
以上であります。
意匠法案に対する修正案
意匠法案の一部を次のように修正する。
「意匠許可」を「意匠登録」に、「意匠許可出願」を「意匠登録出願」に、「許可料」を「登録料」に、「許可意匠」を「登録意匠」に、「意匠許可出願人」を「意匠登録出願人」に、「割増許可料」を「割増登録料」に改める。
第十三條第二項中「実用新案許可出願人」を「実用新案登録出願人」に、「実用新案許可出願」を「実用新案登録出願」に改め、同条第三項及び第四項中「実用新案許可出願」を「実用新案登録出願」に改める。
第十四條第四項第四号中「許可番号」を「登録番号」に改める。
第十九條中「特許法第四十八條（審査官の除斥）」を「特許法第四十七條第二項（審査官の資格）」、第四十八條（審査官の除斥）」に改める。
第二十條第三項第三号中「許可番号」を「登録番号」に改める。
第二十五條中「解釈」を「判定」に改め、同条第二項中「三名以下」を「三名」に改め、同条に次の一項を加える。
3 前項に規定するもののほか、判定に関する手続は、政令で定める。

第二十六條中「許可実用新案」を「登録実用新案」に改める。
第三十三條第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
3 特許庁長官は、前項の場合において、当該通常実施権を設定することが第二十六條の他人の利益を不当に害することとなるときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。
第六十一條中「意匠許可証」を「意匠登録証」に改める。
第六十四條並びに第六十五條第一号及び第二号中「意匠許可表示」を「意匠登録表示」に改める。
別表中「解釈」を「判定」に、「意匠許可証」を「意匠登録証」に改める。
以上であります。
商標法案に対する修正案
商標法案の一部を次のように修正する。
第四條第一項第一号中、「功勞章」を削る。
第十七條中「特許法第四十八條（審査官の除斥）」を「特許法第四十七條第二項（審査官の資格）」、第四十八條（審査官の除斥）」に改める。
第二十八條中「解釈」を「判定」に改め、同条第二項中「三名以下」を「三名」に改め、同条に次の一項を加える。
3 前項に規定するもののほか、判定に関する手続は、政令で定める。
第二十九條中「意匠許可出願」を

第二十六條中「許可実用新案」を「登録実用新案」に改める。
第三十三條第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
3 特許庁長官は、前項の場合において、当該通常実施権を設定することが第二十六條の他人の利益を不当に害することとなるときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。
第六十一條中「意匠許可証」を「意匠登録証」に改める。
第六十四條並びに第六十五條第一号及び第二号中「意匠許可表示」を「意匠登録表示」に改める。
別表中「解釈」を「判定」に、「意匠許可証」を「意匠登録証」に改める。
以上であります。
商標法案に対する修正案
商標法案の一部を次のように修正する。
第四條第一項第一号中、「功勞章」を削る。
第十七條中「特許法第四十八條（審査官の除斥）」を「特許法第四十七條第二項（審査官の資格）」、第四十八條（審査官の除斥）」に改める。
第二十八條中「解釈」を「判定」に改め、同条第二項中「三名以下」を「三名」に改め、同条に次の一項を加える。
3 前項に規定するもののほか、判定に関する手続は、政令で定める。
第二十九條中「意匠許可出願」を

「意匠登録出願」に改める。
別表中「解釈」を「判定」に改める。
以上であります。

特許法等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案に対する修正案

特許法等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の一部を次のように修正する。

第七条中第四十一条第二号の改正規定を削る。

第八条中「実用新案許可」を「実用新案登録」に、「許可実用新案」を「登録実用新案」に、「意匠許可」を「意匠登録」に、「許可意匠」を「登録意匠」に改める。

第九条中「実用新案許可」を「実用新案登録」に、「意匠許可」を「意匠登録」に改める。
以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛成をお願いいたします。

○小幡治和君 私、自由民主党を代表いたしましたして、特許法案外九法の原案に対し賛成の討論をいたし、あわせて、たゞいま栗山委員の修正の提案がありました、この修正に対して賛成の討論をいたすものであります。

いろいろ委員会の審議を通じてまじりかにかいたしました通り、日本の産業発展につきましても、何としまして日本のような資源の少ない国土におきましては、人の力をもって大いに産業の発展をはからなければなりません。すなわち、人の力というものは、科学技術の頭脳力であり、すなわち、發明力をもって對抗していかなければいけません。

ないというふう存じます。願って現状を見てみまするのに、日本におけるそういう發明の機運というものは非常に高まってきておりまして、特許庁に對する申請件数などを見ましても、世界に冠たるものが、あるわけであり、見ますと、これは全く残念なことですが、世界の中において一番能率の悪いというふうな状況に相なっております。これが原因につきましては、いろいろあると思ひますけれども、その中におきまして、特に特許法その他の法律というものが、ずいぶん前時代に作られたもので、今日まで全然改正という点について根本的なメスが入って、この法律全体というものを時代に合せて合理化していく、そうして簡便化していくという意味において、今度の法律の一連の改正というものを企画されました、政府のこの原案に對しては、満腔から賛成を表するものであります。しかし、委員会におけるいろいろ質疑応答を通じて、これを明らかにいたしました通り、合理化、簡便化という点に急であつて、慎重さとその権威という点において幾分欠ける点も見受けられましたので、そういう面について、今栗山委員が明示されました通りの修正というふうなことを考えられたわけでありまして、われわれといたしまして、原案に賛成いたしますと、あわせてこの修正案について賛意を表するものであります。

法律論は別といたしまして、この画期的な新しい特許法関係十法が成立いたします際に、特にわれわれが声を大にして申し上げたいのは、法律はこういふようにりっぱにできましたが、特許行政上のこの際反省をして、そうして特許行政の強化と迅速化を期する必要がある。そういう意味におきまして、われわれは、この特許法案に對する付帯決議をつけたいというふう存じておる次第であります。その付帯決議案をまず朗讀いたします。

政府は特許法等工業所有権に関する新法を施行するに當り、左記の諸点につき具體的実施計画をたて、必要な経費を早急に確保し、極力その実現に努むべきである。

記

一、審査、審判の促進に努め、特に滞積せる未処分の出願を一掃するため画期的方途を講ずること
二、審査官、審判官の増員を行い、併せてその待遇を速やかに改善し、有能な人材の確保に遺憾なきを期すること
三、設備、資料、備品等を充実するとともに、執務環境の改善及び職務能率の向上を図ること
以上であります。

この付帯決議は、要するに委員会における熱心な各委員の討論の中に、これは現われてきておるのであります。この初めに「具體的実施計画をたて」ということは、特許庁長官におかれましては、また通産大臣におかれましては、特許庁の今のいたらくではない。これについては、自分たちとして一つの年度計画を持っておるのだという点で、年度計画も示されたよ

うな実情もあるのであります。この点につきましては、一どきに、一年に全部というわけには参りませんが、必ず一つ年度計画を立てて、そうしてこれらの刷新をはかってもらいたい。ことに、この経費の問題なんかにつきましても、この際特許料金というものが値上げされるのであります。現在におきましても赤字である状況の上に、さらに特許料金が値上げされるわけであり、そういう面において、必要な経費というものは十分にあると思われ、そういう面から、これらの付帯決議の各項目につきましても、責任をもって一つ通産大臣は計画を立てて、実現をいたしていただきたいと思ひます。先ほど申し上げました通り、審査、審判というものが、今日出願から決定までに平均二年四か月を費しておるという状況、出願をいたしてまだ決定ができていないというふうな状況、しかも今日未処理の件数を見ますと、二十五万未処理のものがあるというふうな状況でありますから、今日新法が整備されましたこの機会に、こういう堆積しておる未処理の出願というものを、一つ特別の方途を講じられて、画期的特別の方途を講じられて、そうして一応これらの未処理分というものを一掃するということを考えてもらいたい。それから審査官、審判官というものが少な過ぎる。これらの増員をぜひはかってもらいたい。しかし単に定員をふやしても、増員してもければ何にもなりません。増員しても結局待遇が今日のような状況でありましては、きつてないというふうなことで、絵にかいたばちでもありません。あわせて待遇もすみやかに改善して、そうして人材というものを確保に遺憾なきを期せられたい。それから

そういう人が充てたいたしましたも、特許庁そのものの庁舎並びに各部屋の状況及び特許事務をやるための機械設備というふうなものが整備いたしません。結局人あつて能率が上がらないので、そういう面についてもあわせて向上をはかられたいという意味合いにおきまして、特許法案がこの際新法として十法ができますこの画期的なこのときに、特許行政全般にわたりますので、今申し上げましたような付帯決議をつけて、そうして政府の善処を促すものであります。それらの点を付帯決議をつけましてわれわれといたしましては賛成いたします。

○理事(島清君) 他に御意見はございませんか。——ないようでございますので、討論を終局し採決に入ります。たゞいま栗山良夫君より提出されました特許法案、実用新案法案、実用新案法施行法案、意匠法案、商標法案及び特許法等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案に對する修正案を一括して採決することに御異議ございませんか。

○理事(島清君) 御異議ないと認めて、さよう決定いたします。
栗山君提出の特許法案、実用新案法案、実用新案法施行法案、意匠法案、商標法案及び特許法等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案に對する修正案を一括して採決することに賛成の方の挙手を願います。

第一一七五号 昭和三十四年二月二十八日受理

小売商業特別措置法案の一部修正等に関する請願

請願者 山形県村山市榑岡町鉄山形支部榑岡駅分會内

小林健次郎

紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第一一五六号と同じである。

第一一七六号 昭和三十四年二月二十八日受理

小売商業特別措置法案の一部修正等に関する請願

請願者 東京都港区芝田村町二ノ五労働會館内日本生活協同組合連合會會長

賀川豊彦

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第一一五六号と同じである。

第一二八九号 昭和三十四年三月五日受理

小売商業特別措置法案の一部修正等に関する請願(三通)

請願者 山形県村山市榑岡町九〇ノ一日通榑岡支店內

全日通労働組合山形支部榑岡分會内 青木和夫外二名

紹介議員 大倉 精一君

この請願の趣旨は、第一一五六号と同じである。

第一一九〇号 昭和三十四年三月二日受理

百貨店法の一部改正に関する請願

請願者 埼玉県川越市大工町一、五〇〇協同組合川越専門店會理事長 笠間恒一郎

紹介議員 小林 英三君

百貨店法は、昭和三十一年戦後唯一の小売商保護の立場を期した立法として全国小売商の熱望と期待のうちに制定されたが、その後の法律施行状況は必ずしも実効を期するに十分な法律とはいえないから、事態の推移をかわせ考慮し、大資本百貨店による圧迫から小売商の事業活動を保護するため、別会社主義による店舗の増設抑制とともに、少くとも百貨店がチケット販売を行うなどの行き過ぎた営業行為を規制する条項を加えるなど、百貨店法をすみやかに強化改正せられたいとの請願。

第一二八〇号 昭和三十四年三月五日受理

百貨店法の一部改正に関する請願

請願者 宮崎市橋通二ノ二六協同組合宮崎専門店會理事長 栗林藤吾

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第一一九〇号と同じである。

第一二二二号 昭和三十四年三月三日受理

中国産生漆輸入促進に関する請願(七通)

請願者 東京都千代田区神田小川町一ノ一〇株式会社 保坂漆店取締役社長 大井貞雄外十六名

紹介議員 安井 謙君

わが國の漆工業は、二千年の歴史を有し、一般國民生活の上にもきわめて密接な關係があり、また、近年その使用範圍も、機械、織物、楽器、写真機等の多方面にまで拡大されて、輸出用機械器具にも必要不可欠のものとなつて

いるが、この漆業界は、中國からの生漆の輸入に依存しているため、今般の日中貿易の全面停止による生漆輸入の途絶は、伝統ある漆工業の毀滅はもとより、全國三十万人の關係業者及びその家族の生活問題にまで發展するおそれがあるから、すみやかに中國産生漆の輸入を促進せられたいと請願。

昭和三十四年三月十七日印刷

昭和三十四年三月十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局